

政策の対象者を認定する場合に必要な手続き等について

1 経緯

政策の対象者を認定する場合に必要な手続き等については、本来政策の必要性等とともに検討されるべきであり、政策の実施に当たって、政策の対象となるアイヌの人々を個々に認定する手続等が必要となる場合に、透明性及び客観性のある手法等を慎重に検討するべきものであるが、当部会において知識の蓄積を行い、今後のアイヌ政策推進会議での議論に資することとした。

2 論点等の整理について

政策の対象者の認定の手続きについては、講ずる政策の内容にもよるが、どのような機関がどのような手段を用いて政策の対象者であるということの確認を行うのか、という大きく2つの問題があると考えられる。

(1) 関与する機関又は団体について

- ・全国的見地から政策を行う場合に、政策の対象者であるということの確認等を行う機関をどのように考えるかについて検討が必要である。

(2) 確認の手段について

- ・政策の対象者であるということの確認にあたって、何を基準に判断するか
 - ※ 海外の事例では、血統による認定、アイデンティティなど血統以外の基準もあること等について、外部有識者から説明があった。
- ・政策の対象者であるということの確認にあたって、利用可能な資料は何か
 - ※ 例えば戸籍の利用が考えられるが、その利用については、有効性及び保管状況、入手するコストなど検討を要する課題も存在する。